

今年3月、環境省は「国立公園ステッパアッププログラム2020」として、訪日外国人客を引きつける国立公園の整備案を平成28年度内に策定すると発表した。国を挙げての観光振興の一環であり、国土の約5・6%を占める国立公園の宿泊施設などの整備を進め、海外向けの情報発信を強化する。

国立公園発祥の地である米国をはじめ、多くの国々では国立公園内の土地が国有の公園専用地となっており、「営造物公園」と呼ばれる。

一方、日本の国立公園は、

国立公園を観光の魅力に

園であるにもかかわらず国有地が限られ、しかも管理者である環境省所有の土地は国立公園面積のわずか0・2%しかない。さらに、約25%は私有地である。諸外国と比較すると、日本の国立公園は特異な存在なのである。

なぜ風変わりな制度なのか。国立公園制度が日本に導入されたのは、1930年代のことである。当時、原生的な自然はすでに国土の一部にしか残っており、国立公園は原生自然の保存ではなく、すぐれた自然風景地の保護を目的に設置された。

そして国立公園指定の際、国が公園専用土地に入手せず、土地所有に関わらず公園を指定する地域制公園制度を採用したのだ。

たとえば阿蘇くじゅう国立公園では、毎年行われる野焼きによって草原が維持され、そこに多数の希少な野生生物種が生息する。つまり、人が手を入れることによって生物多様性が保たれ、そうした人と自然のつかず離れずの関係を国立公園が支えてきたのである。このようにユニークな日本の国立公園を観光資源ととらえ、日本の魅力のひとつとして活用する計画に期待したい。

自然保護との バランス重要

土地の所有者に関わらずその地域を公園とし、開発行為などを制限することで自然保護を実行する、「地域制公園」という制度を採用している。国が管理する公



名古屋経済大学准教授

佐野 八重

したがって、国立公園内に居住する人がいたり、農業など産業も行われる。このように一般による生産活動が許される国立公園で、自然保護は達成可能なのだろうか。

日本列島には古くから多くの人が住み、農業などを通じて自然を利用し生活してきた。そして多くの野生生物たちは、人間が農林業

適正な利用が図られ魅力的な自然が残されているからこそ、人々は国立公園に価値を見いだす。日本の国立公園を環境省がうたう「世界の旅行者が長期滞在したいと憧れるデスティネーション」へと転換するには、人間にとって快適な施設だけでなく、生き物たちにとつて望ましい自然環境の保存が大前提なのではない。

さの やえ 環境学。オーストラリア国立大学クロフォードスクール博士課程修了、博士。(財)自然環境研究センター、立命館アジア太平洋大学などを経て現職。1968年生まれ。

